

○ 鹿児島県障害者施策推進協議会条例

昭和49年3月29日

条例第21号

鹿児島県心身障害者対策協議会条例をここに公布する。

鹿児島県障害者施策推進協議会条例

(平6条例2・改称)

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、鹿児島県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平6条例2・平12条例114・平16条例65・平24条例5・一部改正)

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

(平6条例2・平24条例5・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(専門委員)

第6条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(平6条例2・平24条例5・一部改正)

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、くらし保健福祉部において処理する。

(昭60条例53・平8条例2・平30条例9・一部改正)

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年12月28日条例第53号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

2から16まで (省略)

附 則(平成6年3月31日条例第2号)

この条例は、心身障害者対策基本法の一部を改正する法律(平成5年法律第94号)附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則(平成8年3月27日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

2から12まで (省略)

附 則(平成12年12月26日条例第114号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成16年12月24日条例第65号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律(平成16年法律第80号)附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

(定める日=平成17年4月18日)

附 則(平成24年3月9日条例第5号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号の政令で定める日から施行する。

(定める日=平成24年5月21日)

附 則(平成30年3月23日条例第9号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。